

函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第29号

函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則の一部を改正する規則

函館市廃棄物の処理および清掃に関する規則（平成5年函館市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式注に次の1項を加える。

- 6 この申請書を、別記第5号様式もしくは別記第6号様式の申請書または別記第9号様式の届出書（以下「他の申請書等」という。）と同時に提出する場合であって、この申請書および他の申請書等に添付すべき書類または図面の内容が同一であるときは、他の申請書等に当該書類または図面を添付するとともに、この申請書の余白にその旨を記載することにより、当該書類または図面の添付を省略することができます。

別記第5号様式注に次の1項を加える。

- 6 この申請書を、別記第4号様式もしくは別記第6号様式の申請書または別記第9号様式の届出書（以下「他の申請書等」という。）と同時に提出する場合であって、この申請書および他の申請書等に添付すべき書類または図面の内容が同一であるときは、他の申請書等に当該書類または図面を添付するとともに、この申請書の余白にその旨を記載することにより、当該書類または図面の添付を省略することができます。

別記第6号様式注に次の1項を加える。

- 6 この申請書を、別記第4号様式もしくは別記第5号様式の申請書もしくはこの申請書以外の別記第6号様式の申請書または

別記第9号様式の届出書（以下「他の申請書等」という。）と同時に提出する場合であって、この申請書および他の申請書等に添付すべき書類または図面の内容が同一であるときは、他の申請書等に当該書類または図面を添付するとともに、この申請書の余白にその旨を記載することにより、当該書類または図面の添付を省略することができます。

別記第9号様式注を次のように改める。

- 注 1 この届出書は、廃止または変更の日から10日（法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に提出してください。
- 2 この届出書を、別記第4号様式、別記第5号様式もしくは別記第6号様式の申請書またはこの届出書以外の別記第9号様式の届出書（以下「他の申請書等」という。）と同時に提出する場合であって、この届出書および他の申請書等に添付すべき書類または図面の内容が同一であるときは、他の申請書等に当該書類または図面を添付するとともに、この届出書の余白にその旨を記載することにより、当該書類または図面の添付を省略することができます。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の別記第4号様式、別記第5号様式および別記第6号様式の規定に基づき提出されている申請書は、改正後の別記第4号様式、別記第5号様式および別記第6号様式の規定に基づき提出された申請書とみなす。